

(3) 保存管理計画

個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

(ア) 策定の状況

文化遺産を構成する資産は、(A)保存管理計画を定める指定文化財 2 件と、(B)定めていない指定文化財 18 件、(C)未指定の資産 7 件に大別できる。

(A) 保存管理計画を定める指定文化財：2 件

国指定文化財 2 件が該当する。14「白山平泉寺旧境内」は、200ha に及ぶ広大な史跡であり、その一部をなす 15「旧玄成院庭園」とともに、平成 9 年度に保存管理計画を策定している。現在、この計画の基本方針や取り扱い基準に従い、適切な保護・管理及び活用を進めている。

(B) 保存管理計画を定めていない指定文化財：18 件

国指定文化財 5 件、県指定文化財 9 件、市指定文化財 4 件が該当する。

現在、これらの資産は、文化財保護法、県または市の定める文化財保護条例に基づき、き損、現状変更や保存に影響を及ぼす行為に対して、個別案件ごとに本質的価値を保全するための許可制による行為規制を行っている。さらに、17、21～23、26 の資産は、国立公園地区、3～4、8～10、19 の資産は県立自然公園区域にあり、それぞれ法または条例に基づく行為規制が加わる。

また、資産を所管する県及び市は、定期的に現状確認の調査を実施するとともに、その本質的価値を保全する目的で修理・整備等に対して支援を行っている。

(C) 未指定の資産：7 件

11「白山」、12「白山山頂・禅定道遺跡群」については、自然公園法の定める白山国立公園特別保護地区内にあり、景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為に対して強い規制が行われている。16「越前禅定道」、26「白山中居神社境内の景観」については白山国立公園内にあり、自然公園法等による風致の維持がなされている。

13「白峰の伝統的建造物群」については、白山市が都市再生整備計画区域として伝統的街並み保全と良好な住環境の形成を進めている。25「白山長滝神社・長滝寺境内の景観」については、両社寺合せて、国指定文化財 11 件等、数多くの文化財を有し、これらの収蔵・公開を図る宝物殿や、隣接した白山文化博物館の設置等、白山に係る文化財の適正な保護・管理及び活用、研究に努めている。27「石徹白の伝統的建造物群」については、平成 17 年度に郡上市が文化財価値を明らかとする調査を実施している。

(イ) 今後の方針

個別資産の保存管理計画については、所管する県及び市において、今後策定する総括的保存管理計画の基本方針と方法に基づき、地元住民、関係団体、関係機関等の理解と協力を得て、下記のとおり計画的に策定または見直しを進めることとする。

(A)について： 必要に応じて保存管理計画の見直しを図るとともに、適切な保護・管理等を確実とする保護体制等を維持していく。

(B)について： 資産を所管する県及び市が、必要に応じて文化財価値を明らかとする学術調査と、文化財指定・選定等による一層の適切な保護・管理の促進を図るとともに、周辺環境を含めた保存管理計画の策定を計画的に進めるものとする。

(C)について： 資産を所管する県及び市が、保存管理計画策定の前提となる文化財価値を明らかとする学術調査や、一体的かつ適切に保護・管理を図るべき周辺環境を含めた範囲の確定、また文化財指定・選定等による確実な保護施策の実施等を計画的に進めることとする。

資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

提案する構成資産が、石川・福井・岐阜の3県にまたがる広域に展開し、その規模・性質・立地条件、また地元住民、関係団体、関係機関等との係わりにおいても多様であることから、将来にわたり適切な保存・管理を図る基本方針と方法を定めることを目的として、以下のとおり、文化財保護法等に基づく包括的な保存管理計画の策定を計画的に進めることとする。

(ア) 包括的保存管理計画検討委員会の設置

各県において、県および市の教育委員会、関係各部署、学識経験者、地元有識者等からなる包括的保存管理検討委員会を設置する。

当検討委員会は、所管する構成資産全体に対して、学術調査に基づく本質的価値の明確化、条例制定・施策の実施等による構成資産及び周辺環境の一体的かつ適切な保護・管理方法の具体化、保護・管理を確実にする組織体制及び運営体制等の基本方針を検討し、早期に策定することを目的とする。

また、この基本方針の検討、策定については、学術調査委員会、地元住民、関係団体、関係機関等との緊密な連携のもとで実施する。

(イ) 3県合同の包括的管理計画検討委員会の設置

各県の包括的管理計画検討委員会を構成員とする3県合同の委員会を設置する。当委員会は、提案する文化資産全体についての包括的保存管理の基本方針及び方法等を検討し、早期に決定を行うものとする。

(ウ) 学術調査委員会の設置

各県において、歴史学・考古学・環境社会学等を専門とする学識経験者及び地元有識者等からなる学術調査委員会をそれぞれ設置する。当委員会は、各県に設置した包括的保存管理計画検討委員会に対して、専門的見地から指導・助言を行うものとする。

また、3県合同の学術調査委員会を設置し、提案する文化資産全体についての包括的な保存管理の基本方針及び方法等について指導・助言を行うものとする。

(エ) 関係機関等との連携等

今後策定する包括的保存管理計画の基本方針と具体化を確実にし、円滑に進めるため、文化庁、地元住民、関係団体、関係機関等の間において、緊密な連携と調整を行う体制を早期に整備する。

また、所管する県及び市においては、包括的保存管理計画の策定および具体化及び運営を確実にする体制を早期に整備する。

資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要又は措置に関する検討状況

(ア) 現在の状況

構成資産と一体をなす周辺環境は、白山山頂を中心とした石川・福井・岐阜の3県にまたがる広域に展開し、その規模・性質・立地条件や地元住民、関係団体、関係機関等との係わりにおいても多様である。例えば、構成資産と一体をなす周辺環境については、11「白山」、12「白山山頂・禅定道遺跡群」等のように山岳・河川・溪谷等の自然地形や森林・植生等と一体的となり景観を形成している事例や、25～27のように現在の集落域等と重複する事例がある。

現在、構成資産と一体となる周辺環境に対する保全措置は、下表のとおりである。

構成資産名	周辺環境の保全措置
旧小倉家住宅(1)、旧杉原家住宅(5)、旧織田家住宅(6)	石川県立白山ろく民俗資料館敷地として面的に保全
白山(11)、白山山頂・禅定道遺跡群(12)、白山平泉寺旧境内(14) の大半、旧玄成院庭園(15)、越前禅定道(16) の大半、石徹白の大杉(17)、石徹白の浄安スギ(21)、白山中居神社のブナ原生(22)、白山中居神社の森(23)、白山中居神社境内の景観(26)	白山国立公園(自然公園法に基づく規制)
御仏供スギ(3)、鳥越城跡附二曲城跡(4)、白山比咩神社関連の資産(8～10)	獅子吼・手取県立自然公園(「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に基づく規制)
越前禅定道(16)の大半	奥越高原県立自然公園(「福井県立自然公園条例」に基づく規制)
阿弥陀ヶ滝(19)	奥長良川県立自然公園(「岐阜県立自然公園条例」に基づく規制)

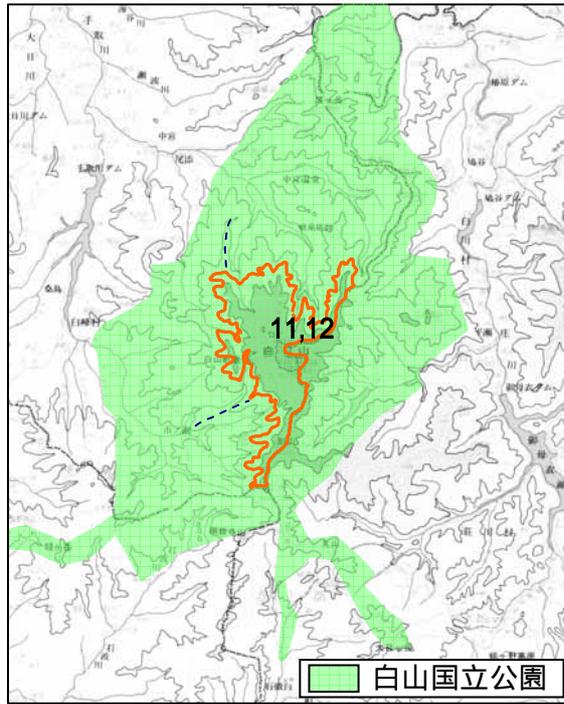
(イ) 今後の方針

構成資産と一体をなす周辺環境の保全については、今後設置する学術調査委員会の指導を得ながら、構成資産に対する学術調査の実施と並行して、重要な構成要素及び保全措置を講ずるべき範囲を明らかとしていくものとする。

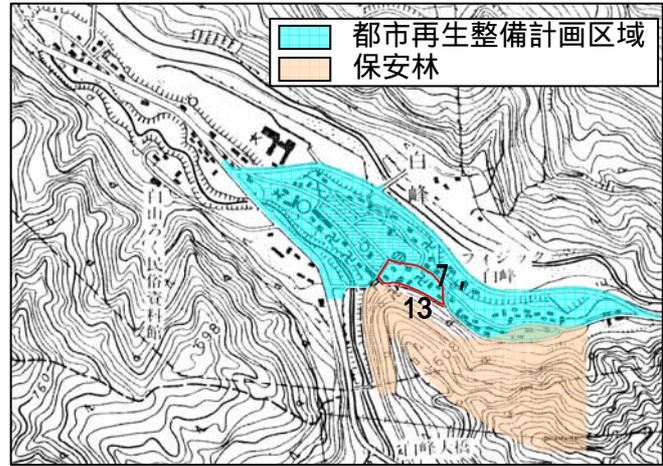
そして、明らかとなった周辺環境のうち、重要な構成要素及び景観等の保全措置が十分でない範囲については、所管する市が、地域住民や関係団体、関係機関等の理解と協力を得ながら、条例の制定等による保全措置を計画的に進めることとする。

また、自然公園法、河川法、森林法等の関係法令を有機的に関連させつつ、関係機関等と緊密に連携を図ることで、周辺環境の適切な保全を確実なものとする。

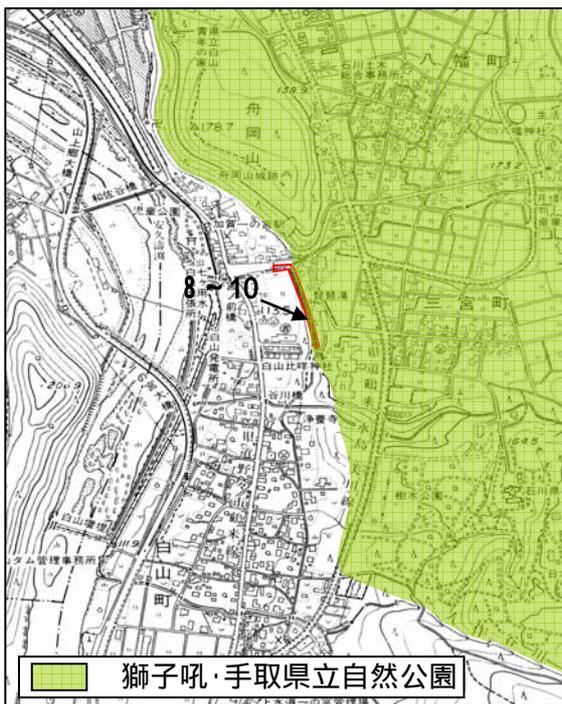
(3)- 参考資料



11, 12周辺



7, 13周辺



8 ~ 10周辺



3, 4周辺

(3)- 参考資料

越前・美濃地域

